

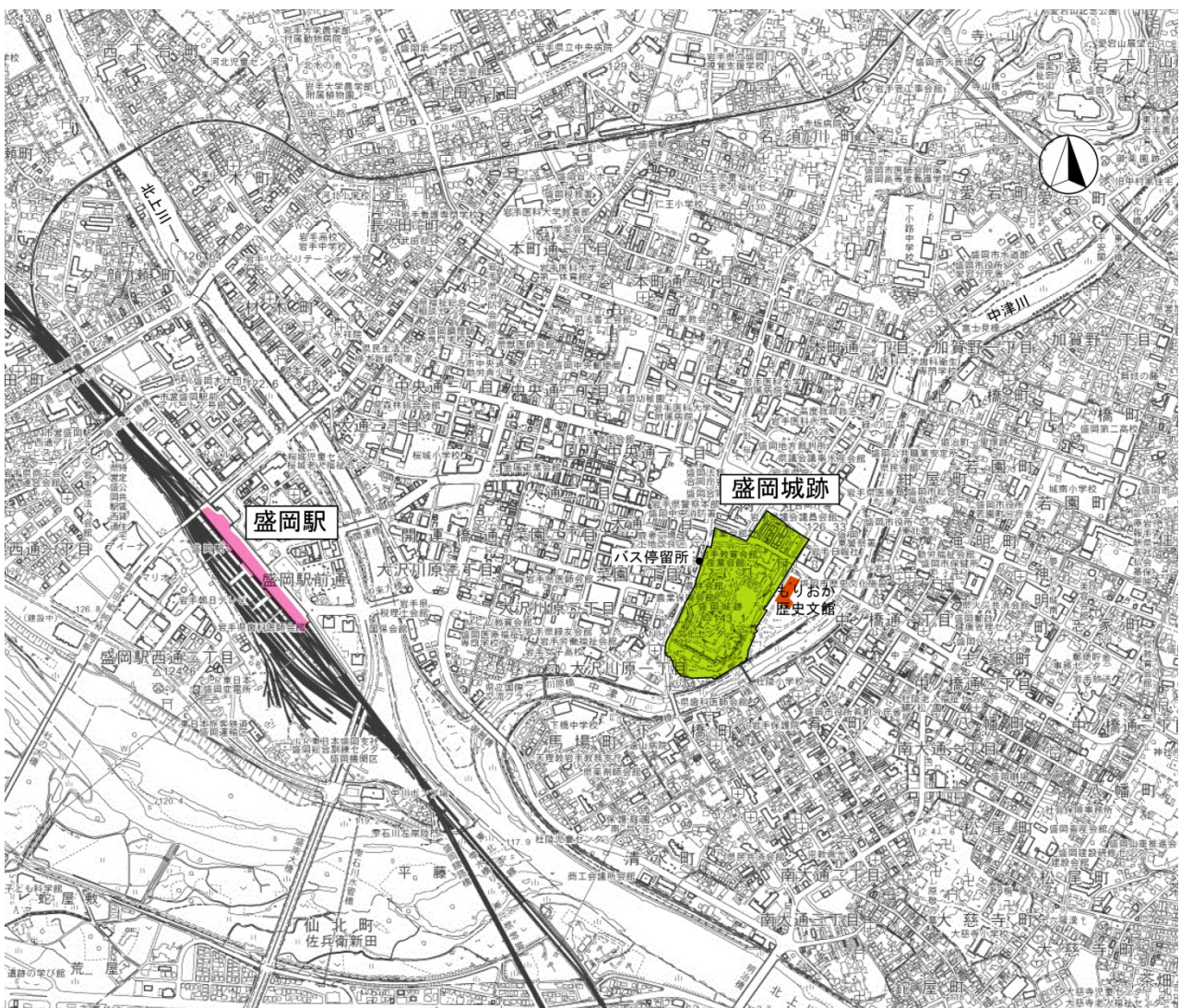
II. 盛岡城跡の現況

1. 位置と交通

史跡盛岡城跡は、市街地の中心部にあたる内丸に所在し、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）盛岡駅から東に1.2キロメートル、徒歩で約25分の場所にある。

史跡への来訪者の主な交通手段として、バス、自家用車、タクシーをあげることができる。市内循環バスは盛岡駅を起終点として10分～15分間隔で、盛岡都心部を循環している。盛岡城跡は盛岡駅から左回りルートで所要時間10分弱であり、停留所が史跡縁辺部の岩手教育会館前に位置していることから利便性が高く、市民・観光客の利用度も高い。

自家用車での来訪については、主にもりおか歴史文化館前庭の地下駐車場が利用されている。タクシーについては岩手教育会館前から史跡内に入る園路に待機場が設けられている。

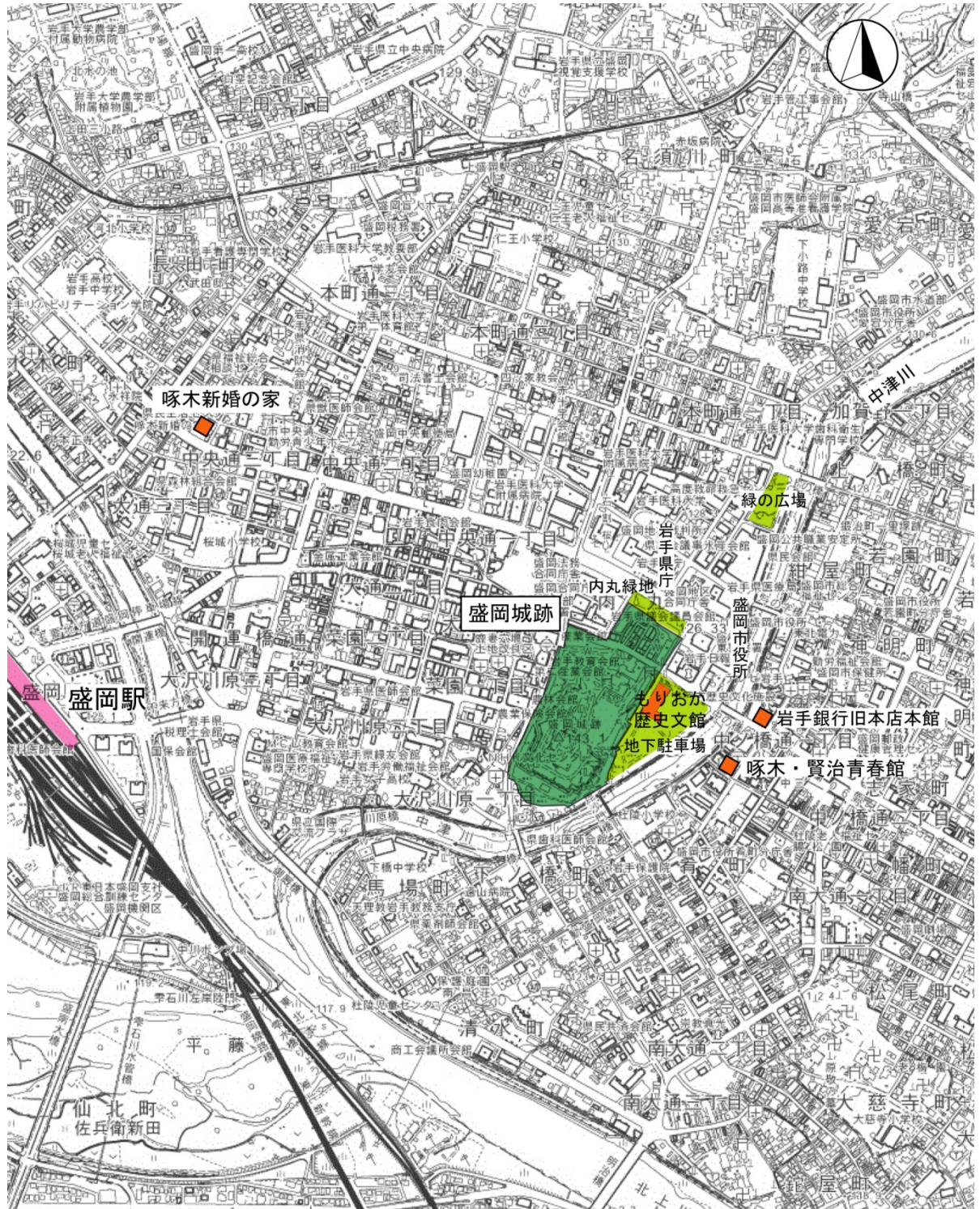


第3図 史跡盛岡城跡の位置

2. 史跡周辺の環境

盛岡市の中心市街地に位置しており、周辺の大半は商業地および官庁街となっている。

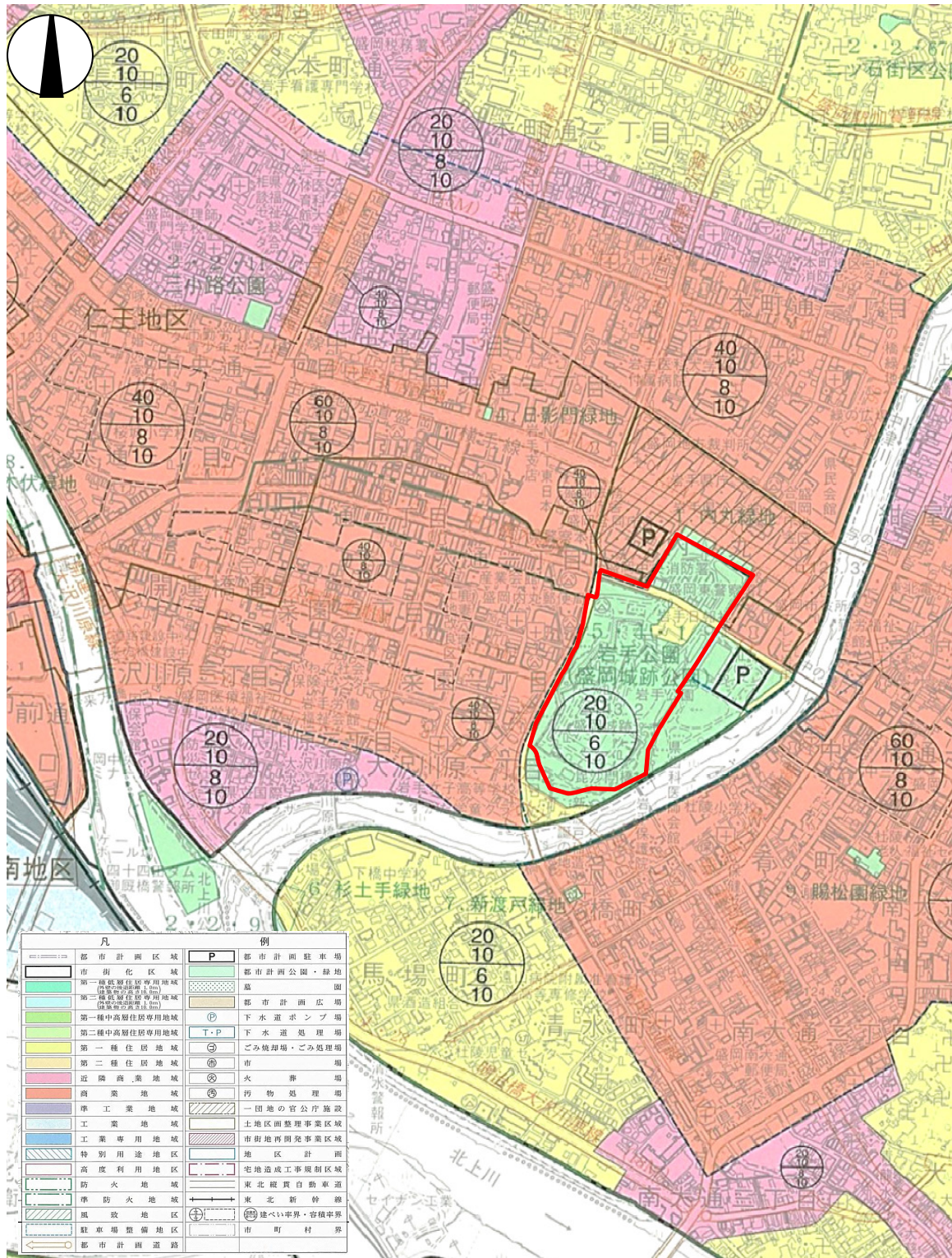
公園区域内である東側芝生広場には、平成 23 年 7 月に開館したもりおか歴史文化館が所在するほか、中津川対岸には盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）や国の重要文化財である岩手銀行旧本店本館のほか、旧第九十銀行本店本館（国指定重要文化財）を改装した「もりおか啄木・賢治青春館」等の文化観光施設が存在する。



第 4 図 周辺主要施設・関連施設分布図

都市計画上、史跡盛岡城跡の範囲（都市計画道路及び櫻山神境内地の一部を除く）、東側の芝生広場及びもりおか歴史文化館敷地については、都市公園区域（昭和31年5月14日都市計画決定）となっている他、道路用地、神社境内地を含め、用途地域は第一種住居地域（平成8年3月29日）に指定されている。

周辺については、西側、北側が商業地域、東側は中津川を挟んで商業地域、その南側は第一種住居地域となっている。



第5図 盛岡城跡周辺都市計画図

3. 土地利用状況

史跡内は公園，道路，宅地・店舗，櫻山神社境内地として利用されている。このうち約 83 パーセントは公園用地である。

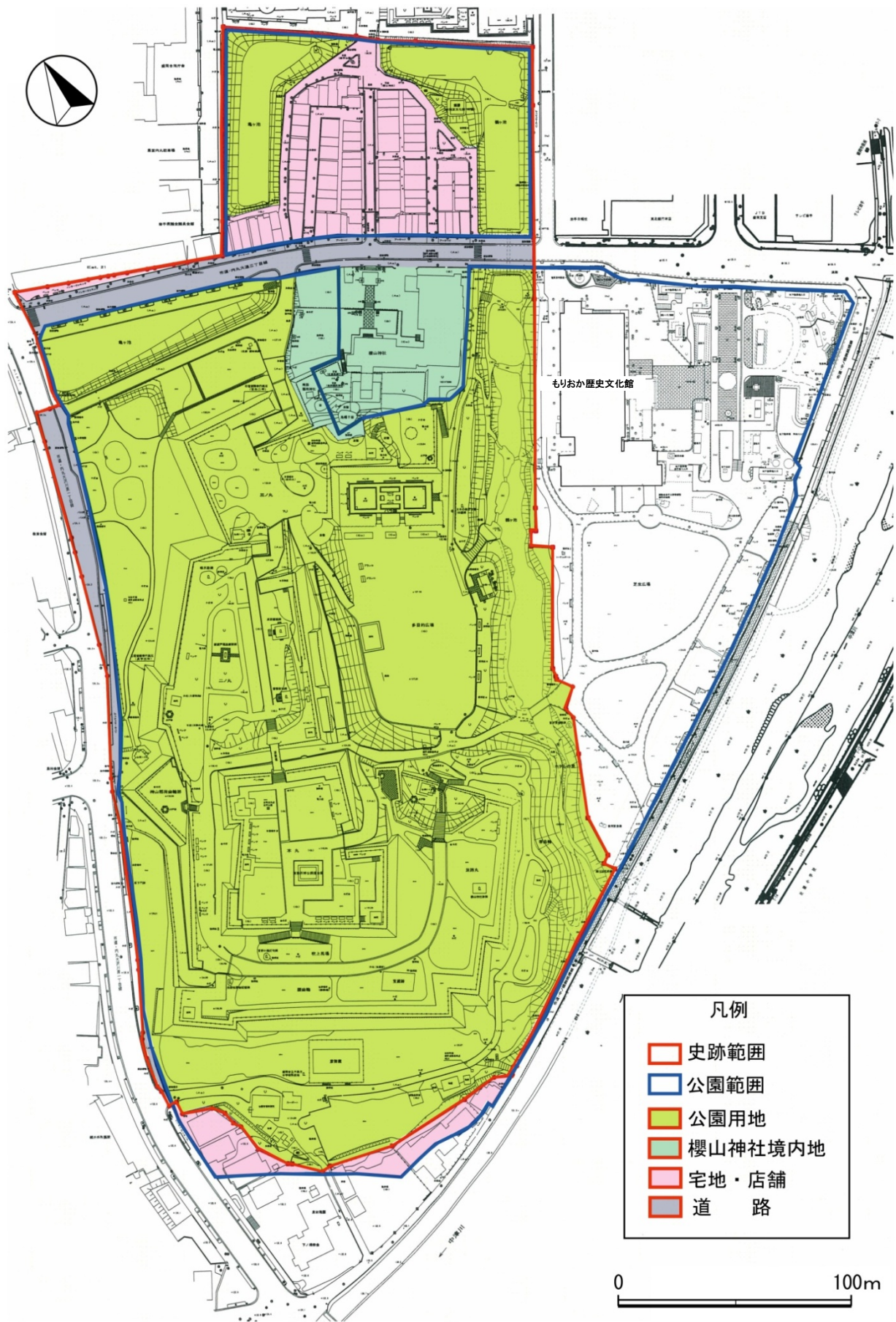
所有状況については別表の通り約 91 パーセントが盛岡市の所有となっている。

表 土地利用形態別面積

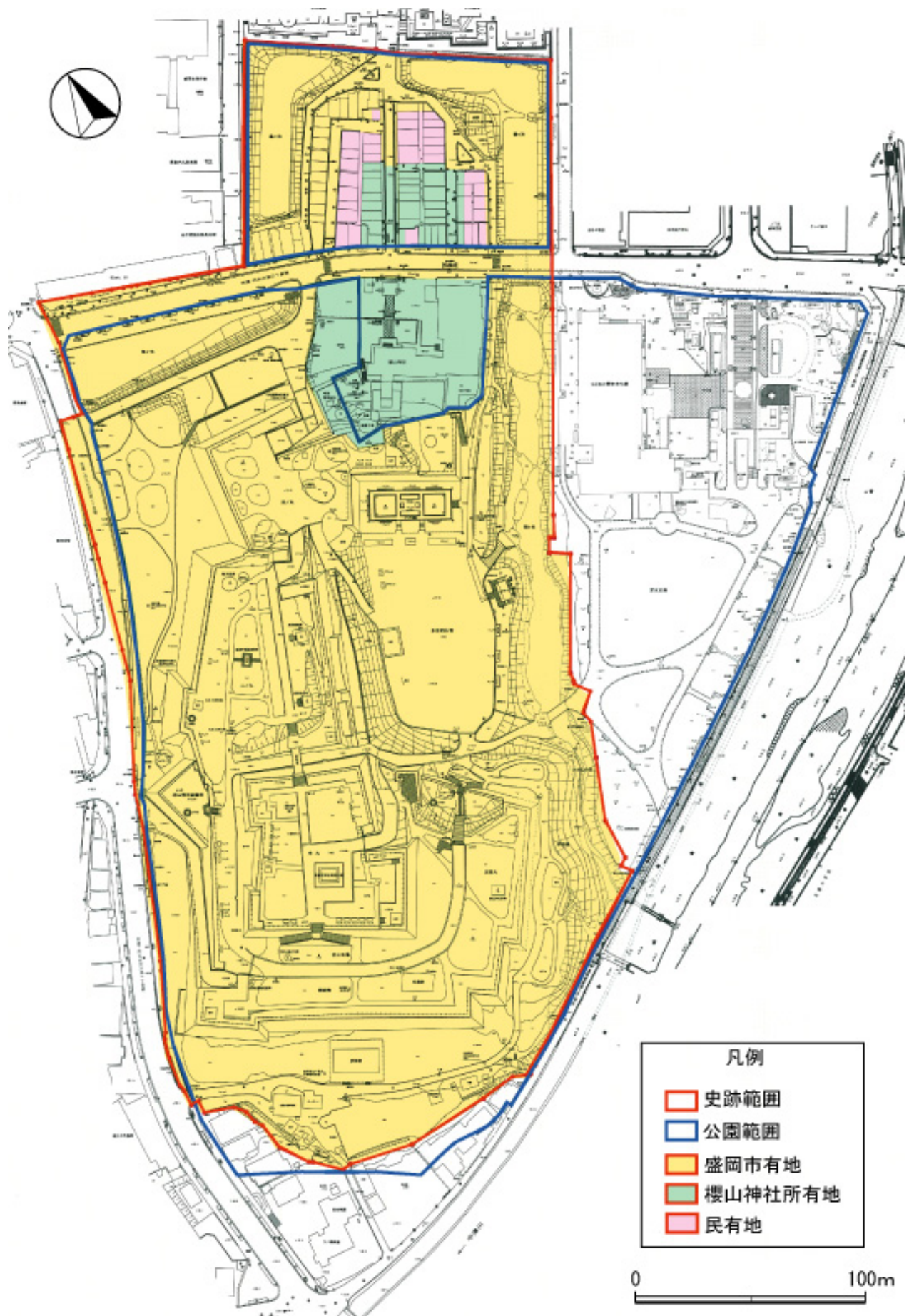
地目	面積 (㎡)	比率	備考
公園用地	69,778.18	82.98%	南部家所有地の大部分を岩手県が明治 39 年 (1906) に岩手公園として整備。その後昭和 9 年 (1934) に盛岡市が南部家から土地を買収。
道路	2,530.50	3.01%	都市計画道路中ノ橋大通線の一部，下ノ橋更ノ沢線の一部ほか。
宅地・店舗	7,136.32	8.49%	終戦時まで櫻山神社境内地であったが，戦後海外引揚者が宅地・店舗を構えるようになり，昭和 34 年 (1959) には商店街整備の現状変更申請が提出され，昭和 38 年 (1963) 頃には現在の姿になった。
境内地	4,647.04	5.52%	城内淡路丸にあった「櫻山御宮」が明治 4 年 (1871)，加賀野妙泉寺山へ仮遷座される。明治 10 年 (1877) に御神体を南部家菩提所の麓に再遷座し，明治 32 年 (1899) の三度目の遷座により，現在地の櫻山神社となる。
計	84,092.04	100.00%	

表 所有者別面積

所有	面積 (㎡)	比率	筆数	備考
盛岡市	76,518.17	90.99%	14 筆	下曲輪の一部が昭和 21 年から亀ヶ池通商業協同組合，個人等に貸付されている。
櫻山神社	6,186.58	7.36%	37 筆	境内地の店舗等建物については，昭和 21 年に岩手県引揚者連盟盛岡支部に店舗開設を承諾したことに始まる。 昭和 39 年からは個々の建物に地上権設定がなされ，相続・購入による地上権の移転を経ながら現在に至る。
民有地	1,387.29	1.65%	50 筆	昭和 23 年以降，南部家所有地が売買され現在に至る。
計	84,092.04	100.00%	101 筆	



第6図 土地利用状況図



第7図 所有者別状況図